

— 役員候補者管理委員会運営細則 —

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明星会 明星大学同窓会 役員選任細則（以下、「役員選任細則」という。）第8条第1項に基づき、役員候補者管理委員会の運営に必要な事項を定める。

(候補者の公募)

第2条 委員会は、会長の委嘱を受けたときは、委嘱にかかる各役職につき候補者の公募手続に関与しなければならない。

2 公募に対して自薦または他薦しようとする者は、指定された公募期間内に、所定の推薦状を委員会に提出しなければならない。なお、郵送にて推薦状を提出する場合は、期間満了日以前の消印のあるものを有効とする。

3 推薦人は自薦しようとする者は被推薦人本人、他薦しようとする者は推薦人2名が所定の推薦用紙に自ら記名しなければならない。

4 他薦しようとする推薦人が推薦できる被推薦人は1名を超えることはできない。

(推薦状の無効)

第3条 次の各号に掲げる推薦状は、無効とする。

- (1) 所定の用紙に記入していないもの
- (2) 公示された公募期間を過ぎて提出されたもの
- (3) 所定の事項の一部または全部の記載を欠くもの
- (4) 公募期間満了時において正会員資格を有しない者が推薦人または被推薦人となっているもの
- (5) 役職就任時において当該役職者の欠格事由に該当することが明らかな者が被推薦人となっているもの
- (6) 委員が推薦人または被推薦人となっているもの

(審査及び推薦基準)

第4条 委員会は、役職候補者の審査及び推薦にあたり、次の点を卒業期会及び支部会考慮する。

- (1) 被推薦人の本会における役員または委員等としての活動履歴
- (2) 被推薦人が現理事である場合は、理事会出席状況
- (3) 卒業期会及び支部会や年齢等多様な構成バランス

(審査及び推薦結果の通知)

第5条 委員長は、前条により審査及び推薦をしたときは、その結果を速やかに会長に報告するとともに、理事会承認後、推薦人及び被推薦人に通知する。

2 会長はその結果を速やかに理事会へ報告し理事会承認後、推薦人及び被推薦人に通知する。

(公募期間)

第6条 第2条第2項の理事・監事候補者の公募期間は、改選前年の12月最終営業日から改選年の1月末営業日までとする。

2 公募は、会報または本会の電子媒体もしくは両手段により行う。

(審査及び推薦期間)

第7条 委員会は、理事・監事候補者の推薦につき、改選年の2月1日から2月末日までの間に委員会を開催し、審査及び推薦を行う。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、2023年6月10日から施行する。
- 2 この細則は、2024年7月20日から施行する。
- 3 この細則は、2025年9月20日より施行する。
- 4 この細則は、2025年12月6日より施行する。